

総社市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 1 1 日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市規則第 2 7 号

総社市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

総社市職員の育児休業等に関する規則（平成 1 7 年総社市規則第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び様式の表示を除く。）を削る。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動後様式」という。）が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動後様式に対応する移動様式が存在しない場合には、当該移動後様式を加える。

改 正 後	改 正 前
（条例第 1 9 条第 2 号の規則で定める非常勤職員） 第 1 5 条の 2 条例第 1 9 条第 2 号の規則で定める非常勤職員は、1 週間の勤務日が 3 日以上とする。 （部分休業の承認の請求手続） 第 1 6 条 略 <u>2 育児休業法第 1 9 条第 3 項の規定により、職員が申出の内容を変更するときは、前項の部分休業承認請求書に部分休業変更届（様式第 5 号）を添えて任命権者に提出するものとする。</u> <u>3 略</u> <u>様式第 4 号（第 1 6 条関係）</u> （別紙のとおり） <u>様式第 5 号（第 1 6 条関係）</u>	（条例第 1 9 条第 2 号の規則で定める非常勤職員） 第 1 5 条の 2 条例第 1 9 条第 2 号の規則で定める非常勤職員は、1 週間の勤務日が 3 日以上、<u>かつ、1 日の勤務時間が 6 時間 1 5 分以上</u>とする。 （部分休業の承認の請求手続） 第 1 6 条 略 <u>2 略</u> <u>様式第 4 号（第 1 6 条関係）</u> 略

改 正 後	改 正 前
(別紙のとおり)	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の総社市職員の育児休業等に関する規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 5 号）附則第 2 条の規定を適用する場合に限り、施行日前において適用することができるものとする。

様式第4号 (第16条関係)

部分休業承認請求書

年 月 日

様

所 属
職氏名

次のとおり部分休業の承認を請求します。

1 請求に係る子				2 請求者以外の子の親			
氏 名				氏 名			
続 柄 等				子との同，別居		□同居 □別居	
生 年 月 日		年 月 日		就 業 の 有 無		□有 □無	
3 託児の態様		☐ 託児施設 託児時間（ 時 分～ 時 分） ☐ その他 託児時間（ 時 分～ 時 分）					
4 通勤時間		時間 分					
5 部分休業の種類		☐ 第1号部分休業 ☐ 第2号部分休業					
6 請求期間 及び時間		期 間		時 間			
		年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他（ ）	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分			
		年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他（ ）	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分			
7 備考							

様式第5号 (第16条関係)

部分休業変更届

年 月 日

様

所 属
職氏名

部分休業の種類を変更したいため、次のとおり届け出ます。

1 変更の内容

- 第1号部分休業 → 第2号部分休業
- 第2号部分休業 → 第1号部分休業

2 変更の理由

- ☐ 配偶者の負傷，疾病による入院
- ☐ 配偶者との別居
- ☐ その他（ ）